

特定非営利活動法人あなたのいばしょ
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あなたのいばしょという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田須田町1丁目7番8号VORT秋葉原IV 2Fに置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、悩みや問題を抱えた時に確実に信頼できる人にアクセスできる仕組みを構築することにより、望まない孤独を根絶することを目的とする。この目的の下、悩みや問題を抱えている人を対象に、信頼できる人とのコミュニケーションの場を提供するなど同時に、広く一般市民に対して、悩みや問題を抱える人にとっての信頼できる人となるための学習機会の提供などを行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①孤独対策に関する普及啓蒙事業
- ②チャット相談事業
- ③チャット相談窓口の設立・運営事業
- ④研修事業
- ⑤調査・研究・分析事業
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同し、組織運営及び事業活動へ意欲的に参加するため入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

2 賛助会員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期等)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心

身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

（種別）

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(持ち回り議決)

第36条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面または電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面または電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2 次条の規程にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及びその他の理事1名以上が記名または記名押印しなければならない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われるものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 (定款の変更、解散及び合併)

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章(公告の方法)

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章(事務局)

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章（雑則）

（細 則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 大空 幸星

理事 鈴木 晋平

理事 宇佐美 明生

理事 菊地 雅信

理事 上田 路子

理事 荻原 国啓

監事 宇佐美 和樹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和4年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 0円

賛助会員 (個人・団体) 0円

(2) 年会費 正会員 12,000円

賛助会員 一口10,000円(個人)以上

一口50,000円(団体)以上

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 あなたのいばしょ

1 事業実施の方針

2025年度は「支援の質を高める、チームで育てる相談の専門性」をテーマに掲げ、ガバナンスの強化およびボランティア相談員のスキル強化と Engagement 向上施策の実施をしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【222,471】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1 孤独対策に関する普及啓蒙事業	政策提言、勉強会開催、ホームページ管理運営	随時	法人事務所等	約 10 人	一般市民	不特定多数	2,455
2 チャット相談事業	チャットを用いた相談	通年	オンライン	約 1,100 人	何らかの問題を抱え、相談の意思がある者	400,000 件	201,538
3 チャット相談窓口の設立・運営事業	相談システムやデータ解析システムの提供	随時	チャットによる相談窓口を設置した自治体・企業・学校等	約 15 人	自治体・企業・学校等	自治体 12 企業 2 NPO1	18,035
4 研修事業	自殺防止や孤独孤立対策に関する研修プログラムの提供	通年	オンライン	約 30 人	一般市民・自治体・企業・学校等	不特定多数	210
5 調査・研究・分析事業	相談システムから抽出したデータにより、心理指標を用いて効果測定を行い、チャット相談の特徴や相談者・相談員の変化を研究し論文発表等を実施	随時	法人事務所等	約 15 人	一般市民・自治体・企業・学校等	不特定多数	233

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
-------------	------	----	----	-------	---------

--	--	--	--	--	--

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 あなたのいばしょ

1 事業実施の方針

2025年度に続き2026年度も「支援の質を高める、チームで育てる相談の専門性」をテーマに掲げ、ガバナンスの強化およびボランティア相談員のスキル強化とEngagement向上施策の実施をしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【221,959】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1 孤独対策に関する普及啓蒙事業	政策提言、勉強会開催、ホームページ管理運営	随時	法人事務所等	約10人	一般市民	不特定多数	2,455
2 チャット相談事業	チャットを用いた相談	通年	オンライン	約1,100人	何らかの問題を抱え、相談の意思がある者	400,000件	201,026
3 チャット相談窓口の設立・運営事業	相談システムやデータ解析システムの提供	随時	チャットによる相談窓口を設置した自治体・企業・学校等	約15人	自治体・企業・学校等	自治体12企業2NPO1	18,035
4 研修事業	自殺防止や孤独孤立対策に関する研修プログラムの提供	通年	オンライン	約30人	一般市民・自治体・企業・学校等	不特定多数	210
5 調査・研究・分析事業	相談システムから抽出したデータにより、心理指標を用いて効果測定を行い、チャット相談の特徴や相談者・相談員の変化を研究し論文発表等を実施	随時	法人事務所等	約15人	一般市民・自治体・企業・学校等	不特定多数	233

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
-------------	------	----	----	-------	---------

--	--	--	--	--	--

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		144,000
	正会員受取会費	144,000	
2	受取寄附金		6,056,000
	受取寄附金	6,056,000	
3	受取助成金等		196,200,000
	受取補助金	196,200,000	
4	事業収益		26,506,880
	孤独対策に関する普及啓蒙事業	2,120,000	
	チャット相談窓口の設立・運営事業	19,338,880	
	研修事業	200,000	
	調査・研究・分析事業	4,848,000	
5	その他の収益		0
経 常 収 益 計			228,906,880
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	（1）人件費		135,589,346
	給料手当および法定福利費	135,143,998	
	福利厚生費	445,348	
	（2）その他経費		86,882,118
	通信運搬費	14,541,868	
	業務委託費	35,866,999	
	広告宣伝費	1,996,000	
	水道光熱費	1,001,627	
	謝金	1,416,916	
	租税公課	8,634	
	借料	19,251,833	
	修繕費	29,388	
	備品消耗品費	577,421	
	旅費交通費	8,597,277	
	支払手数料	655,931	
	印刷製本費	138,468	
	雑役務	2,548,560	
	雑費	14,166	
	会議費	93,978	
	減価償却費	143,052	
事業費計			222,471,464
2	管理費		
	（1）人件費		4,528,642
	給料手当および法定福利費	4,453,990	
	福利厚生費	74,652	
	（2）その他経費		3,126,324
	通信運搬費	61,097	
	業務委託費	89,161	
	水道光熱費	27,973	
	謝金	3,084	
	租税公課	11,366	
	借料	464,685	
	備品消耗品費	7,095	
	旅費交通費	18,051	
	支払手数料	2,427,269	
	修繕費	612	
	減価償却費	3,765	
	雑役務	4,510	
	雑費	5,834	
	会議費	1,822	
管理費計			7,654,966
経 常 費 用 計			230,126,430
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			-1,219,550
【C】 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計			
【D】 経 常 外 費 用			
前期損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			-1,219,550
法人税、住民税及び事業税・・・④			1,487,600
前期繰越正味財産額・・・⑤			14,393,873
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			11,686,723

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		144,000
	正会員受取会費	144,000	
2	受取寄附金		6,056,000
	受取寄附金	6,056,000	
3	受取助成金等		196,200,000
	受取補助金	196,200,000	
4	事業収益		26,506,880
	孤独対策に関する普及啓蒙事業	2,120,000	
	チャット相談窓口の設立・運営事業	19,338,880	
	研修事業	200,000	
	調査・研究・分析事業	4,848,000	
5	その他の収益		0
経 常 収 益 計			228,906,880
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	（1）人件費		135,589,346
	給料手当および法定福利費	135,143,998	
	福利厚生費	445,348	
	（2）その他経費		86,369,672
	通信運搬費	14,830,654	
	業務委託費	35,168,735	
	広告宣伝費	1,996,000	
	水道光熱費	1,001,627	
	謝金	1,416,916	
	租税公課	8,634	
	借料	19,251,833	
	修繕費	29,388	
	備品消耗品費	577,421	
	旅費交通費	8,597,277	
	支払手数料	552,963	
	印刷製本費	138,468	
	雑役務	2,548,560	
	雑費	14,166	
	会議費	93,978	
	減価償却費	143,052	
事業費計			221,959,018
2	管理費		
	（1）人件費		4,528,642
	給料手当および法定福利費	4,453,990	
	福利厚生費	74,652	
	（2）その他経費		2,744,770
	システム使用料および通信運搬費	62,311	
	業務委託費	87,425	
	水道光熱費	27,973	
	謝金	3,084	
	租税公課	11,366	
	借料	464,685	
	備品消耗品費	7,095	
	旅費交通費	18,051	
	支払手数料	2,046,237	
	修繕費	612	
	減価償却費	3,765	
	雑役務	4,510	
	雑費	5,834	
	会議費	1,822	
管理費計			7,273,412
経 常 費 用 計			229,232,430
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			-325,550
【C】 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計			
【D】 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計			
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			-325,550
	法人税、住民税及び事業税・・・④		1,487,600
	前期繰越正味財産額・・・⑤		11,686,723
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			9,873,573